

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月十四日奈良県指令高土第三一〇〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十一月六日高土第九七二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市八五一番一及び八五一番三の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市長瀬町一丁目二番一七号

株式会社原田商会 代表取締役 坂本誠二